

○こども未来館条例施行規則

平成19年 9 月18日

規則第58号

こども未来館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、こども未来館条例（平成19年豊橋市条例第30号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔平成22年規則63号〕）

(開館時間)

第2条 こども未来館（以下「未来館」という。）の開館時間は、次のとおりとする。
ただし、指定管理者が必要と認めたときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

区分		開館時間
子育てプラザ		午前 9 時30分から午後 5 時まで
妊娠・出産・子育て総合相談窓口		午前 9 時30分から午後 5 時まで
体験・発見プラザ	まち空間及びまちづくりセンター	午前 9 時30分から午後 5 時まで
	ものづくり工房及びキッチン工房	午前 9 時30分から午後 9 時まで
集いプラザ		午前 9 時30分から午後 9 時まで
駐車場		午前 9 時から午後 9 時30分まで (入車は午前 9 時から午後 9 時まで)

（一部改正〔平成20年規則72号・22年63号・28年52号〕）

(休館日)

第3条 未来館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(1) 1月5日から12月28日までの水曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日

(2) 1月1日及び12月29日から同月31日まで

（一部改正〔平成22年規則63号〕）

(専用利用の申請手続等)

第4条 条例第6条第1項の規定により、条例別表第1に掲げる施設の専用利用の承認を受けようとする者は、指定管理者が市長の承認を得て定める申請期間内に専用利用承認申請書(様式第1)を指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が市長の定める特別の事由に該当すると認めたときは、この限りでない。

2 前項の専用利用承認申請書は、利用が引き続き6日を超えるものは、これを受理しない。ただし、指定管理者が市長の定める特別の事由に該当すると認めたときは、この限りでない。

(一部改正〔平成22年規則63号〕)

(専用利用承認書の交付)

第5条 指定管理者は、前条第1項の規定による申請を承認したときは、専用利用承認書(様式第2)を申請者に交付する。

(一部改正〔平成22年規則63号〕)

(入場券の交付)

第6条 条例第6条第1項の規定により、まち空間に入場しようとする者は、利用料金を納付して、指定管理者が定める入場券の交付を受けなければならない。

2 まち空間に入場しようとする者は、前項の入場券の交付を受けることにより、承認を受けたものとする。

3 定期入場券は、発行の日から1年間有効とする。

(一部改正〔平成22年規則36号・63号〕)

(優待券等の発行)

第7条 指定管理者が特に必要があると認めたときは、優待券又は招待券を発行することができる。

(一部改正〔平成22年規則63号〕)

(専用利用承認書の提示等)

第8条 第5条の規定による承認を受けた者(以下「専用利用者」という。)が条例別表第1に掲げる施設を利用するとき、又は前条の規定により入場券の交付を受けた者がまち空間に入場するときは、専用利用承認書又は入場券を指定管理者に提出し、又は提示してその指示を受けなければならない。

(一部改正〔平成22年規則63号〕)

(利用料金の減免)

第9条 条例第7条の規定により、利用料金（駐車場利用料金を除く。）を減免することができる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

（1） 免除 次のいずれかに該当する者

ア 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びこれらの者の引率者であって、まち空間に入場するもの

イ 小学校、中学校及びこれらに準ずる学校の教育活動の一環として利用する児童又は生徒及びこれらの者の引率者

ウ 東三河広域連合の交付するほの国こどもパスポートの所持者であって、まち空間に入場するもの

エ その他市長が特別の事情があると認めた者

（2） 減額 次のいずれかに該当する者

ア 入場する日の属する年の12月31日までに70歳以上となる者であって、まち空間に入場する者（市内に住所を有する者に限る。）

イ 市長が特別の事情があると認めた者

2 前項の規定により、利用料金の減免を受けようとする者は、次の各号に掲げる減免事由の区分に応じ、指定管理者に当該各号に定める提出又は提示をしなければならない。ただし、指定管理者が認める場合は、この限りでない。

（1） 前項第1号ア 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の提示

（2） 前項第1号ウ ほの国こどもパスポートの提示

（3） 前項第1号イ及びエ並びに前項第2号イ 利用料金減免申請書（様式第3）の提出

（4） 前項第2号ア 市長が別に定める書類の提出又は提示

（一部改正〔平成22年規則63号・23年3号・24年5号・25年14号・27年9号・30年36号・令和5年60号〕）

（専用利用承認の取消手続）

第10条 専用利用者は、利用の取消しを受けようとするときは、専用利用承認取消願（様式第4）に専用利用承認書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

（一部改正〔平成22年規則63号〕）

（秩序の保持等）

第11条 専用利用者は、指定管理者が未来館内外の秩序を保つため必要があると認め

たときは、整理人を置かなければならない。

2 専用利用者は、指定管理者の入場を拒むことができない。

(一部改正〔平成22年規則63号〕)

(利用後の点検)

第12条 専用利用者は、条例第13条の規定により、原状に回復したときは、指定管理者の点検を受けなければならない。

(一部改正〔平成22年規則63号〕)

(駐車場利用の手続等)

第13条 条例第6条第2項の規定により、駐車場を利用しようとする者は、駐車場の入口において指定管理者が定める駐車券の交付を受けなければならない。

2 駐車場を利用した者は、駐車場出口の自動料金精算機に駐車券を投入し、利用料金を納付しなければならない。

3 条例第7条の規定により、駐車場利用料金を減免することができる額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める駐車場の利用時間に相当する利用料金額とする。ただし、次の各号に定める場合の2以上の区分に該当する場合は、そのうち減免する駐車場の利用時間に相当する利用料金額が最も多くなるもの(同じ額の場合にあっては、そのいずれかのもの)を適用する。

(1) 子育てプラザを利用した場合 2時間以内

(2) 妊娠・出産・子育て総合相談窓口を利用した場合 2時間以内

(3) まち空間を利用した場合 1時間以内

(4) 市長が特に必要と認めた場合 市長が必要と認めた時間

4 前項の規定により、駐車場利用料金の減免を受けようとする者は、未来館において減免手続(駐車券に書き込み機により必要事項を書き込むことをいう。)を行い、駐車場出口の自動料金精算機に当該駐車券を投入しなければならない。

(一部改正〔平成20年規則72号・22年63号・28年52号〕)

(入車制限)

第14条 指定管理者は、管理上支障があると認めた場合には、駐車場の入車制限をすることができる。

(駐車場における損害の責任)

第15条 駐車場に駐車する自動車の滅失又は損傷その他の損害については、本市は、賠償の責めを負わない。

(遵守事項)

第16条 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外において飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 未来館において喫煙しないこと。
- (3) 指定管理者の許可を受けないで、物品を販売し、又は陳列しないこと。
- (4) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (5) その他管理上必要な指定管理者の指示に反する行為をしないこと。

(委任)

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則（平成20年6月19日規則第72号）

この規則は、平成20年7月26日から施行する。

附 則（平成20年9月24日規則第81号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている様式は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則（平成22年3月31日規則第36号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月17日規則第63号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に改正前の第5条の規定により交付された専用使用承認書は、改正後の第5条の規定により交付された専用利用承認書とみなす。

附 則（平成23年3月18日規則第3号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年 3 月19日規則第 5 号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月19日規則第14号）
この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月13日規則第 9 号）
この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 6 月17日規則第52号）
この規則は、平成28年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月28日規則第36号）
この規則は、平成30年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年12月15日規則第60号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 (第 4 条関係)

こども未来館専用利用承認申請書 年 月 日 指定管理者 様 住 所 申請者 団体名 氏 名 電話番号 () 次のとおり、こども未来館の施設を専用利用したいので申請します。				
利用目的	☐ 研修会 ☐ 講演会 ☐ 会議 ☐ 教室・講座 ☐ 展示 ☐ サークル活動 ☐ 練習 ☐ その他 ()			
利用日	年 月 日 () から 年 月 日 () まで	利用料金		
利用時間・ 利用施設	☐ 午前	9 : 30 ~ 13 : 00	☐ 企画展示室	
	☐ 午後	13 : 30 ~ 17 : 00	☐ 研修室 (全面)	
	☐ 夜間	17 : 30 ~ 21 : 00	☐ 研修室 (片面) A・B	
	☐ 午前・午後	9 : 30 ~ 17 : 00	☐ スタジオA	
	☐ 午後・夜間	13 : 30 ~ 21 : 00	☐ スタジオB	
	☐ 全日	9 : 30 ~ 21 : 00	☐ ものづくり工房	
			☐ キッチン工房	
利用人員	人		入場料 の有無	有 ・ 無
利用責任者	住所 氏名	電話番号 ()		
備考	☐ 企業活動 ☐ 減額免除			

※太枠内をご記入下さい。

様式第2（第5条関係）

こども未来館専用利用承認書 申請日 年 月 日 承認日 年 月 日 承認番号 様 指定管理者 ㊦ こども未来館の利用については、次のとおり承認します。				
利用目的			利用人員	
利 用 日	開始時間	終了時間	施 設 名	利用料金
施設利用料金計				
加算利用料金計			減免利用料金計	
			合計利用料金	
備 考				

様式第3（第9条関係）

こども未来館利用料金減免申請書 年 月 日 指定管理者 様 住 所 申請者 団体名 氏 名 電話番号 () 次の事由のため、利用料金を 減 額 除 してください。				
利用目的				
減免を受けようとする事由				
利用日	年 月 日 () から	年 月 日 () まで	利用料金	
利用時間 ・ 利用施設	☐ 午前	9 : 30 ~ 13 : 00	☐ 企画展示室	
	☐ 午後	13 : 30 ~ 17 : 00	☐ 研修室（全面）	
	☐ 夜間	17 : 30 ~ 21 : 00	☐ 研修室（半面） A・B	
	☐ 午前・午後	9 : 30 ~ 17 : 00	☐ スタジオA	
	☐ 午後・夜間	13 : 30 ~ 21 : 00	☐ スタジオB	
	☐ 全日	9 : 30 ~ 21 : 00	☐ ものづくり工房	
			☐ キッチン工房	
			☐ まち空間	
利用人員	人		入場料の有無	有 ・ 無
利用責任者	住所 氏名	電話番号 ()		
備考				

※太枠内をご記入下さい。

様式第 4 (第10条関係)

こども未来館専用利用申請取消願 年 月 日 指定管理者 様 住 所 申請者 団体名 氏 名 電話番号 () 次の事由のため、利用承認を取り消してください。				
取消しを受けようとする事由				
利用日	年 月 日 () から 年 月 日 () まで	利用料金		
利用時間・ 利用施設	☐ 午前 9 : 30 ~ 13 : 00	☐ 企画展示室		
	☐ 午後 13 : 30 ~ 17 : 00	☐ 研修室 (全面)		
	☐ 夜間 17 : 30 ~ 21 : 00	☐ 研修室 (半面) A・B		
	☐ 午前・午後 9 : 30 ~ 17 : 00	☐ スタジオA		
	☐ 午後・夜間 13 : 30 ~ 21 : 00	☐ スタジオB		
	☐ 全日 9 : 30 ~ 21 : 00	☐ ものづくり工房		
		☐ キッチン工房		
承認番号		承認日	年 月 日	
備考				

※太枠内をご記入下さい。